

議会運営委員会 協議事項 [令和5.9.27(水)午前10時]

1 追加議案について

(1) 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第5号)

(2) 工事請負契約締結について(浜松市立神久呂小学校北校舎長寿命化改良工事(建築工事))

2 本会議3日目から5日目までの運営について

(1) 市長提出追加事件について

第114号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第5号)

第115号議案 工事請負契約締結について

(浜松市立神久呂小学校北校舎長寿命化改良工事(建築工事))

選第5号 浜松市固定資産評価審査委員会委員選任について

(2) 議事日程・議事の順序について(別紙)

3 人事案件について

(1) 浜松市固定資産評価審査委員会委員(9人中5人)

現任者	任期	後任者	任期
吉山真三	令和2.10.4～ 令和5.10.3		令和5.10.4～ 令和8.10.3
倉知三奈	令和2.10.4～ 令和5.10.3		令和5.10.4～ 令和8.10.3
辻祥治	令和2.10.4～ 令和5.10.3		令和5.10.4～ 令和8.10.3
原田勝弘	令和2.10.4～ 令和5.10.3		令和5.10.4～ 令和8.10.3
小畑裕之	令和2.10.4～ 令和5.10.3		令和5.10.4～ 令和8.10.3

4 陳情・意見書の調整について

- (1) 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める陳情書
(浜松民主商工会 会長 疋田 朋広さん 他2名 提出)

- (2) 処理汚染水の海洋放出の即時中止等を求める意見書の提出についての陳情
(和高 美樹さん 他8名 提出)

- (3) 防災・減災、国土強靱化の推進に対する意見書 (自由民主党浜松提出)

- (4) 教育のICT化に向けた環境整備に係る地方財政措置に対する意見書
(自由民主党浜松提出)

- (5) 真面目に働く自動車販売店と自動車ユーザーを守る意見書 (市民クラブ提出)

- (6) 保育士配置基準の見直しを求める意見書 (市民クラブ提出)

- (7) サーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書 (公明党提出)

- (8) ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書 (公明党提出)

- (9) 中学校部活動の地域移行に関する意見書 (創造浜松提出)

- (10) 学校給食の無償化を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

5 決算審査特別委員会における締めくくり質疑について

6 11月定例会のスケジュール等について

(1) 11月定例会のスケジュールについて (別紙)

(2) 質問について

ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1人	6人
市民クラブ	—	2人
公明党	1人	1人
創造浜松	1人	—
日本共産党浜松市議団	—	1人
浜松市政向上委員会	—	1人
市民サポート浜松	—	1人
	3人	12人

イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
11月30日(木)	3人	2人
12月1日(金)	—	5人
12月4日(月)	—	5人
	3人	12人

ウ 質問通告期限 ... 11月20日(月)正午

エ 質問順序

	代表質問	一般質問
	1 自由民主党浜松	
1	2 公明党	
日	3 創造浜松	
目		1 市民クラブ
		2
		3
2		4
日		5
目		6
		7
		8
3		9
日		10
目		11
		12

追加提案するもの

1 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第5号）

- ・債務負担行為の変更

浜北温水プールの休館に伴い、当施設を除いた浜北総合体育館外6施設として、債務負担行為を変更するもの。

- ・事項名

変更前 浜北総合体育館外7施設にかかる指定管理運営費

変更後 浜北総合体育館外6施設にかかる指定管理運営費

- ・債務負担限度額

変更前 555,888千円

変更後 450,133千円

2 工事請負契約締結について

浜松市立神久呂小学校北校舎長寿命化改良工事（建築工事）

浜 財 財 第 45 号
令和5年9月27日

浜松市議会議長 戸田 誠 様

浜松市長 中野 祐介

9月市議会定例会における早期議決依頼について

9月市議会定例会に提出を予定している案件のうち下記の案件について、早期の議決を賜りますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1 早期議決依頼案件

- (1) 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 工事請負契約締結について

2 早期審議・議決依頼の理由

- (1) 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第5号）

浜北総合体育館外7施設にかかる指定管理運営費について、浜北温水プールの休館に伴い、当施設を除いた浜北総合体育館外6施設として、債務負担行為の変更をお願いするものである。

令和6年4月からの指定管理業務開始に向けて、公募期間を確保するためには早期の債務負担行為の変更が必要となる。

- (2) 工事請負契約締結について

浜松市立神久呂小学校北校舎長寿命化改良工事（建築工事）において、工事請負契約の締結をお願いするものである。

9月21日の入札により工事業者が決定し、必要な工期を確保するため、早期に工事請負契約を締結することが必要となる。

以上の理由から、早期の審議・議決をお願いするものである。

議 事 日 程 (第 1 4 号)

令和5年9月28日(木) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 代 表 質 問
- 第 3 第 114 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第5号)
- 第 4 第 115 号議案 工事請負契約締結について(浜松市立神久呂小学校北校舎長寿命化改良工事(建築工事))
- 第 5 選 第 5 号 浜松市固定資産評価審査委員会委員選任について

議 事 の 順 序 (第 3 日)

令和5年9月28日(木) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 代 表 質 問
- 4 議 案 上 程... ..
 - 〔日程第 3 第 114 号議案
 - 〔日程第 4 第 115 号議案2件
- (1) 説 明
- (2) 質 疑
- (3) 市民文教委員会付託
- 5 選 第 5 号 上 程... .. 日程第 5 (固定資産評価審査委員会委員選任)
 - (1) 説 明
 - (2) 質 疑
 - (3) 委員会付託省略
 - (討 論)
 - (4) 採 決
- 6 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第15号)

令和5年9月29日(金) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第4日)

令和5年9月29日(金) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第16号)

令和5年10月2日(月) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 第 114 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第5号)
- 第 4 第 115 号議案 工事請負契約締結について(浜松市立神久呂小学校北校舎長寿命化改良工事(建築工事))

議 事 の 順 序 (第5日)

令和5年10月2日(月) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 議 題 の 宣 告... ..
 - 〔日程第 3 第 114 号議案
 - 〔日程第 4 第 115 号議案2件
- (1) 委員長報告... .. 市民文教委員長
- (2) 委員長報告に対する質疑
(討 論)
- (3) 採 決
- 5 休 会 の 決 定
- 6 散 会 の 宣 告



令和5年8月29日

浜松市議会議長 戸田 誠 様

陳情者

浜松民主商工会 会長 疋田 朋広

浜北民主商工会 会長 竹内 雄隆

天竜民主商工会 会長 鈴木 義昭

健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を 政府に送付することを求める陳情書

【陳情趣旨】

現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等改定案が第211回通常国会で成立しました。

しかし、健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制することは、「申請に基づき個人番号カードを発行（交付）する」と定めた同法第16条の2及び第17条や憲法第13条（個人の尊重）に反しています。

健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの申請・取得・管理・利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険があります。

他人の医療情報が誤ってひも付けされた事例も相次いで明らかにされており、生命にかかわる問題として不安が広がっています。

マイナ保険証を使うことでひも付けられる医療や健康など機微なプライバシーが企業等の儲けに利用されるという問題も指摘されています。

こうした趣旨から、以下のことを陳情します。

【陳情項目】

1. 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付していただくこと。

以上

健康保険証の廃止をしないように求める意見書（案）

現行の健康保険証を 2024 年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等改定案が第 211 回通常国会で成立しました。

しかし、健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制することは、「申請に基づき個人番号カードを発行（交付）する」と定めた同法第 16 条の 2 及び第 17 条や憲法第 13 条（個人の尊重）に反しています。

健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの申請・取得・管理・利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険があります。

他人の医療情報が誤ってひも付けされた事例も相次いで明らかにされており、生命にかかわる問題として不安が広がっています。

マイナ保険証を使うことでひも付けられる医療や健康など機微なプライバシーが企業等の儲けに利用されるという問題も指摘されています。

よって政府および国会に対し、健康保険証の廃止をやめて現行の保険証を残すように強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 月 日

浜松市議会議長 戸田 誠

(あて先)
内閣総理大臣
厚生労働大臣
総務大臣
法務大臣
デジタル大臣
衆議院議長
参議院議長



2023年8月29日

(あて先) 浜松市議会議長 戸田誠さま

(代表者)

住所

氏名 和高美樹

外8名 (政権交代をめざす静岡県民の会、
浜松の海を守る会、AGIL 動物との共生の会)



処理汚染水の海洋放出の即時中止等を求める意見書の提出についての陳情

要旨 (陳情/要望事項を簡潔に)

2023年8月24日13時、ALPS処理汚染水の海洋放出が強行された。政府と東京電力は放出を即時中止すると同時に、放射性物質を環境中に放出することなく、陸上保管などの集中管理を具体的に検討していただきたい。

汚染水がこれ以上たまり続けなければ、海への放出を急ぐ必要はなくなる。ただちに、事故炉のデブリ内への海水や雨水、地下水などの浸入をくいとめる強力な対策を講じていただきたい。

また政府と東電以外の第三者の調査機関の設置とチェックを要望する。以上のことを意見書として国に対して提出していただきたい。

理由 (陳情/要望事項を詳細に)

政府と東京電力は、事故炉のデブリ内への海水などの浸入対策を凍土壁で行ったが、コンクリート壁などにすべきであった。このために汚染水がたまり続け、環境中に放出という今回のような事態になっている。

また溶けた燃料にふれた汚染水を処理したものを流した国は存在しない。今回の日本の海洋放出は未知な危険を抱えている。海水は一様ではなく、放出された放射性物質をモニタリングできるはずもなく、生体濃縮の危険性もひめている。政府は処理方法についてもっと慎重かつ公平であるべきであるのに、当初から放出案に傾いていた。そこで専門的な第三者機関の設置とチェックを要望する。

海産物の消費者として、海に囲まれた国の国民として当然の懸念である。静岡県は日本一の海岸線を持ち、マリンスポーツもさかんである。

処理汚染水の海洋放出の即時中止等を求める意見書（案）

2023年8月24日13時、ALPS処理汚染水の海洋放出が強行された。政府と東京電力は放出を即時中止すると同時に、放射性物質を環境中に放出することなく、陸上保管などの集中管理を具体的に検討していただきたい。

汚染水がこれ以上たまり続けなければ、海への放出を急ぐ必要はなくなる。ただちに、事故炉のデブリ内への海水や雨水、地下水などの浸入をくいとめる強力な対策を講じていただきたい。

また政府と東電以外の第三者の調査機関の設置とチェックを要望する。

政府と東京電力は、事故炉のデブリ内への海水などの浸入対策を凍土壁で行ったが、コンクリート壁などにすべきであった。このために汚染水がたまり続け、環境中に放出という今回のような事態になっている。

また溶けた燃料にふれた汚染水を処理したものを流した国は存在しない。今回の日本の海洋放出は未知な危険を抱えている。海水は一樣ではなく、放出された放射性物質をモニタリングできるはずもなく、生体濃縮の危険性もひめている。政府は処理方法についてもっと慎重かつ公平であるべきであるのに、当初から放出案に傾いていた。そこで専門的な第三者機関の設置とチェックを要望する。

海産物の消費者としても、海に囲まれた国の国民としても当然の懸念である。静岡県は日本一の海岸線を持ち、マリンスポーツもさかんである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 年 月 日
浜松市議会議長 戸田誠

防災・減災、国土強靱化の推進に対する意見書（案）

大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25 年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、基本法という。）が公布・施行され、本年度 10 年目の節目を迎える。

この間、「国土強靱化基本計画（平成 26 年策定）」を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等に基づき、国土強靱化の取組の着実な推進がなされている。

こうした中、本市においても昨年 9 月の台風第 15 号において近年最大となる約 2000 棟の家屋浸水被害が発生したほか、本年 6 月の台風第 2 号に伴う豪雨災害では土砂崩れや路肩崩壊など 100 か所を超える災害が発生するなど、短期間に甚大な被害を伴う自然災害が集中し、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしている。

本市では道路斜面对策として、航空レーザー測量データを活用し、市内の災害危険箇所を抽出し、早期に対策を実施する取組を行っているほか、「流域治水」の考え方の下に、浸水被害の軽減のため河川改修や貯留施設の整備などのさらなる浸水対策に取り組んでいるところである。

今般、「5 か年加速化対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、本年 6 月に成立した「基本法の一部を改正する法律」に基づき、必要な検討を行うこととする。」とした国土強靱化基本計画の変更が、本年 7 月 28 日に閣議決定されたことから、国においては、下記事項の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策に必要な予算・財源を、これまでのペースを緩めることなく、例年以上の規模で確保すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策期間完了後においても、昨今の地震・豪雨などの災害の状況も考慮しつつ、必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保して、継続的・安定的に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

教育の I C T 化に向けた環境整備に係る地方財政措置に対する意見書（案）

国が平成 29 年度に「平成 30 年度以降の学校における I C T 環境の整備方針」を踏まえて策定した「教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画」が令和 4 年度末で期限を迎える中、学校の I C T 環境整備を持続的・継続的に進めていくことが重要となっている。新たな I C T 環境整備方針の策定に当たっては、G I G A スクール構想を踏まえた成果や課題についての検証や、多くの論点を踏まえた検討が必要である。

現行の学習指導要領において、情報活用能力が、言語力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、学習活動において、積極的に I C T を活用することが重要となっている。

令和 5 年 1 月 23 日付の文部科学省の通知では、新たな I C T 環境整備方針の策定について、令和 7 年度に向けて検討を進めるものとし、現行の I C T 環境計画の計画期間を令和 6 年度まで 2 年間延長し、引き続き単年度 1805 億円の地方財政措置を講ずるとしている。

本市では、令和 3 年 12 月末に全小・中学校 1 人 1 台、約 6 万 5000 台のタブレット型端末の整備が完了している。これに伴う整備費用は、I C T 環境整備計画で地方財政措置が講じられない約 4 万 2000 台について、国がリース会社に対し、4 年のリース期間を基本に 1 台当たり 4 万 5000 円を上限として補助し、それを超える経費については、本市がリース契約をしている。本市では、令和 7 年 3 月に地方財政措置分を含む約 4 万 7000 台がリース契約の満期を迎え、令和 8 年 3 月には残りの約 1 万 8000 台が満期を迎える。

よって、国においては、令和 7 年度以降の I C T 環境整備に係る方針やスケジュール等について早期に示すとともに、導入した全てのタブレット型端末に係る更新経費、ランニングコストなど十分な財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

真面目に働く自動車販売店と自動車ユーザーを守る意見書（案）

現在、中古車販売最大手の販売店にて、水増しされた事故見積りの発行による不正な保険金請求や店舗周辺街路樹への除草剤散布、また過酷な労働状況やパワハラなどの疑いなど、多くの問題が噴出している。

特に保険金の不正請求は、当該事故の保険契約者の翌年保険料への影響や、事故に全く関係ない自動車ユーザーでも任意保険の車両料率クラスへの影響が懸念され、今回販売店と保険会社の関係性に疑義もあることから、センセーショナルに報道されているところである。

しかしその結果、真面目に働く他の販売店にまで疑いの目がかけられ、道路工事目的で正規に伐採された店舗前の街路樹に対し「除草剤を撒いたのではないか」などの通報や、苦情があると聞く。さらには正規の事故見積りに対して「水増しではないか」との疑いをかけられるケースが増えているとも聞いている。

今回販売店が起こした問題は、法令を大きく逸脱した重大な問題であるが、このままでは慢性的な整備人材難や物流の2024年問題の対応で苦慮している中で、道路運送車両法や、労務関係法令をはじめとするコンプライアンスを遵守し、車検や法令点検などの運輸行政に貢献するべく真面目に働く自動車販売店が、カスタマーハラスメントなどの標的になることが懸念され、自動車販売業界が疲弊していくことを危惧するとともに、自動車ユーザーの保険制度に対する信頼失墜も危惧するところである。

加えて現在、自動車ユーザーが直面するガソリン価格の高騰についても、石油元売り会社への補助金が9月末に打ち切られる予定となっているが、移動を自家用車に頼らねばならない地方の自動車ユーザーの負担が増すことは、地方生活を諦めて都市回帰の流れを生み、地方都市の埋没につながる。また、直接的に自動車販売減や自動車保有減も想定されるが、それは長い目で見て地方税の根幹をなす自動車税・軽自動車税の減収にもつながることとなる。

よって、国においては今回の販売店の問題に関し、関係省庁での徹底した追及を行うとともに、まじめに働く自動車販売店がこれ以上疲弊しないよう、また地方の自動車ユーザーの負担を減らすよう、ガソリン補助金を大幅増額して継続するか、もしくは抜本対策としてトリガー条項の発動を視野とした法改正議論など、あらゆる措置をすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

真面目に働く自動車販売店と自動車ユーザーを守る意見書（案）

現在、中古車販売最大手の販売店にて、水増しされた事故見積りの発行による不正な保険金請求や店舗周辺街路樹への除草剤散布、また過酷な労働状況やパワハラの疑いなど、多くの問題が噴出している。

特に保険金の不正請求は、当該事故の保険契約者の翌年保険料への影響や、事故に全く関係ない自動車ユーザーでも任意保険の車両料率クラスへの影響が懸念され、今回販売店と保険会社の関係性に疑義もあることから、センセーショナルに報道されているところである。

しかしその結果、真面目に働く他の販売店にまで疑いの目がかけられ、道路工事目的で正規に伐採された店舗前の街路樹に対し「除草剤を撒いたのではないか」などの通報や、苦情があると聞く。さらには正規の事故見積りに対して「水増しではないか」との疑いをかけられるケースが増えているとも聞いている。

今回販売店が起こした問題は、法令を大きく逸脱した重大な問題であるが、このままでは慢性的な整備人材難や物流の2024年問題の対応で苦慮している中で、道路運送車両法や、労務関係法令をはじめとするコンプライアンスを遵守し、車検や法令点検などの運輸行政に貢献するべく真面目に働く自動車販売店が、カスタマーハラスメントなどの標的になることが懸念され、自動車販売業界が疲弊していくことを危惧するとともに、自動車ユーザーの保険制度に対する信頼失墜も危惧するところである。

加えて現在、自動車ユーザーが直面する燃料価格の高騰に対し、政府は燃料油価格激変緩和補助金を12月末まで延長したが、移動を自家用車に頼らねばならない地方の生活者は政府が目標とする全国平均175円でも負担を感じている。もしこれが長期化し、都市回帰の流れが生じれば地方は埋没し、自動車販売減や自動車保有減も想定され、長い目で見れば地方税の根幹をなす自動車税・軽自動車税の減収にもつながりかねず、燃料価格高騰に対しては、抜本対策を講じる必要がある。

よって、国においては今回の販売店の問題に関し、関係省庁での徹底した追及を行うとともに、真面目に働く自動車販売店がこれ以上疲弊しないよう、また地方の生活者の負担を減らすよう、抜本対策としてトリガー条項発動を視野とした法改正議論などを含め、あらゆる措置をすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

保育士配置基準の見直しを求める意見書（案）

保育施設において子どもの尊い命が失われる事態が発生しており、保育士の人員不足が大きな原因であることは明らかである。子どもたちの命と安全が守られる保育を実現するためにも、保育士の増員が急務となっている。

一方で、保育士は過重な労働環境に置かれており、精神的・肉体的な負担が大きくなっているため、早期退職や保育士資格を有しながら保育士の職を希望しない者も多く、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっている。

本市では、国の職員配置基準を超えて保育士を配置した場合の予備保育士雇上費、1、2歳児の保育に係る低年齢児保育費、食物アレルギー児童等調理業務費、外国人児童保育費などの市単独の補助制度を実施し、保育環境の向上を図っている。

こうした中、国は保育士の配置基準を長年見直ししておらず、多様な保育ニーズに対応できていない状況にあることから、保育サービスの担い手を確保するためにも、保育士配置基準の見直し、自治体への支援を行う必要がある。

よって、国においては、下記事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 必要な財源を確保し、保育士配置基準の引上げによる保育士の増員を図ること。
- 2 保育環境向上のための支援策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

サーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書（案）

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化（カーボン・ニュートラル）や、生物多様性の保全と活用への自然再興（ネイチャー・ポジティブ）は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー（直接経済型）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミーへの転換が必要である。

そのためには、日常生活を支えている物品の、材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するようライフスタイル全体を変革する大きな流れをつくり出していかなければならない。

具体的には、家電製品や紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を促進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

よって、国においては、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミーの実現を目指し、下記の事項について特段の取組を実施するよう強く要望する。

記

- 1 貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器、将来は大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。
- 2 地域におけるバイオマスエネルギーの利活用により、森林を保全しつつ、木材・木質資源の持続可能な活用を目指すフォレスト・サーキュラー・エコノミー（森林・木材循環経済）の実現や、高齢化の進展に伴い大人用紙おむつの利用が今後増加することを踏まえ、紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。
- 3 企業が自社の事業活動が自然環境に及ぼす影響や依存度に関して情報を開示する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）と、企業が自社の事業活動が気候変動に及ぼす影響等の情報を開示する気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に対して、算定基盤の創設等を率先して進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

サーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書（案）

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化（カーボン・ニュートラル）や、生物多様性の保全と活用への自然再興（ネイチャー・ポジティブ）は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー（直線型経済）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミーへの転換が必要である。

そのためには、日常生活を支えている物品の、材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するようライフスタイル全体を変革する大きな流れをつくり出していかなければならない。

具体的には、家電製品や紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を促進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

よって、国においては、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミーの実現を目指し、下記の事項について特段の取組を実施するよう強く要望する。

記

- 1 資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。
- 2 木材・木質資源の持続可能な活用を目指すフォレスト・サーキュラー・エコノミー（森林・木材循環経済）の実現や、紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。
- 3 自然及び気候関連の財務情報開示タスクフォースに対して、算定基盤の創設等を率先して進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液減少症によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられ、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液減少症の患者の中には、保険適用 J 007-2 の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告されており、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって、国においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液減少症の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液減少症の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないとの公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改訂すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液減少症によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられ、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液減少症の患者の中には、保険適用 J 007-2 の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告されており、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって、国においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液減少症の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液減少症の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないとの公的な研究でも報告があることを受け、起立性頭痛を伴わない場合も診療報酬算定の要件として認めること。
- 2 ブラッドパッチ療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療報酬を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中学校部活動の地域移行に関する意見書（案）

スポーツ庁及び文化庁がそれぞれ設置した有識者会議が、持続可能な部活動と教職員の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日の部活動を皮切りに、令和7年度を目途として段階的な地域移行を実施する内容の提言をまとめた。

近年、教職員の長時間労働は深刻な問題となっており、日々の実務に加えて放課後における部活動の指導や、土日には大会の引率責任者を担う教職員も多く、負担が過大なものとなっている。こうした現状を是正する対応が早急に求められることから、今回の地域移行は一つの選択肢として理解はできる。

しかし、国はこれまで部活動を学校教育の一環である教育活動として位置づけてきた。それは、生徒の自主的な活動である部活動は、教育基本法が教育の目的として定める人格の形成において重要な取組だからであり、部活動の地域移行に際しては、その当事者である生徒、教職員、保護者等の関係者の意見を十分に聴取する必要がある。

また、地域移行により、過大な保護者負担が生じることがあってはならないが、国からは十分な予算措置や部活動を支援する体制の保障などは示されておらず、経済的な理由による部活動を希望する生徒の機会喪失などが懸念される。

よって、国においては、部活動の地域移行を円滑に進めていくため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 部活動の地域移行に関して、退職教員や地域人材等をコーディネーターとして積極的に活用するなどの取組を推進すること。
- 2 教職員の負担軽減につながるよう、部活動を含む教員の全ての業務を勤務時間内に収める取組を推進すること。あわせて、部活動指導を希望する教職員が、指導を継続できる環境整備を行うこと。
- 3 部活動の地域移行に伴い過大な保護者負担が生じないよう、また、希望する生徒が部活動の機会を喪失することのないよう、国において十分な費用負担や保障、民間活力導入の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中学校部活動の地域移行に関する意見書（案）

スポーツ庁及び文化庁がそれぞれ設置した有識者会議が、持続可能な部活動と教職員の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日の部活動を皮切りに、令和7年度を目途として段階的な地域移行を実施する内容の提言をまとめた。

近年、教職員の長時間労働は深刻な問題となっており、日々の実務に加えて放課後における部活動の指導や、土日には大会の引率責任者を担う教職員も多く、負担が過大なものとなっている。こうした現状を是正する対応が早急に求められることから、今回の地域移行は一つの選択肢として理解はできる。

しかし、国はこれまで部活動を学校教育の一環である教育活動として位置づけてきた。それは、生徒の自主的な活動である部活動は、教育基本法が教育の目的として定める人格の形成において重要な取組だからであり、部活動の地域移行に際しては、その当事者である生徒、教職員、保護者等の関係者の意見を十分に聴取する必要がある。

また、地域移行により、過大な保護者負担が生じることがあってはならないが、国からは十分な予算措置や部活動を支援する体制の保障などは示されておらず、経済的な理由による部活動を希望する生徒の機会喪失などが懸念される。

よって、国においては、部活動の地域移行を円滑に進めていくため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 部活動の地域移行に関して、退職教員や地域人材等をコーディネーターとして積極的に活用するなどの取組を推進すること。
- 2 部活動の地域移行に伴い過大な保護者負担が生じないよう、また、希望する生徒が部活動の機会を喪失することのないよう、国において十分な費用負担や保障、民間活力導入の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

学校給食の無償化を求める意見書（案）

日本国憲法第26条第2項では、義務教育の無償が定められており、また教育基本法第5条第4項では、公立の学校における義務教育において授業料を徴収しないことが定められている。

しかし、学校教育において、教科書以外の教材や制服、学用品や学校給食費など、大きな負担が各家庭に強いられているのが現状である。

文部科学省が平成29年度（2017年度）に実施した学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況の調査によると、一部無償化も含めて給食費負担の軽減に踏み出した自治体の数は、全国1740自治体のうち506自治体であり、3割に満たない状況にとどまっている。

こうした下で、こども家庭庁は令和5年3月31日、「こども・子育て政策の強化について（試案）」を公表し、そこでは「学校給食の無償化に向けて給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う」としている。

また、令和5年6月16日に、「経済財政運営と改革の基本方針2023」が閣議決定され、少子化対策・こども政策の抜本強化が打ち出されている。

家庭の経済状況にかかわらず、子供が学び、成長する権利を保障することは、社会全体の責任であり、物価高騰により経済的負担が増大している下で、学校給食の無償化は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、学校給食の無償化を早期に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

日程表（案）

（ 会期 自 11月17日（金） の27日間
至 12月13日（水） ）

令和5年11月定例会

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
11月7日	火	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前10時	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	各種報告事項等	
8日	水					※ 意見書・請願提出 期限... 午後5時
9日	木					
10日	金					○ 招集告示 ○ 議案配付
11日	(土)					
12日	(日)					
13日	月	議会運営委員会 全 員 協 議 会	午前10時 午後1時30分	第1委員会室 全 員 協 議 会 室	1 第4回定例会の運営について 2 その他 1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
14日	火					
15日	水					
16日	木					
17日	金	本 会 議	午前10時	議 場	1 諸般の報告 2 議案上程、説明、休憩（議案説明会）、 質疑、委員会付託 3 その他	
18日	(土)					
19日	(日)					
20日	月					※ 質問通告期限... 正午
21日	火					
22日	水					
23日	(木)					[勤労感謝の日]
24日	金					
25日	(土)					
26日	(日)					
27日	月					
28日	火					
29日	水	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議2日目から4日目までの運営に ついて 2 意見書等の調整について 3 その他	
30日	木	全 員 協 議 会 本 会 議	午前9時30分 午前10時	全 員 協 議 会 室 議 場	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他 代表・一般質問	

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
12月1日	金	本 会 議	午 前 10 時	議 場	一般質問	
2日	(土)					
3日	(日)					
4日	月	本 会 議	午 前 10 時	議 場	一般質問	
5日	火	総 務 委 員 会 厚 生 保 健 委 員 会 環 境 経 済 委 員 会 建 設 消 防 委 員 会 市 民 文 教 委 員 会	午前9時30分	第 1 委 員 会 室 第 2 委 員 会 室 第 3 委 員 会 室 第 4 委 員 会 室 第 5 委 員 会 室	付託議案審査	
6日	水					※ 討論通告期限... 正午
7日	木					
8日	金					
9日	(土)					
10日	(日)					
11日	月					
12日	火	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
13日	水	全 員 協 議 会	午前9時30分	全 員 協 議 会 室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	1 委員長報告・質疑・(討論)・採決 2 その他	